

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 生活保護法による医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 保安林予定森林にする旨の通知の受理
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業変更計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 国有財産の用途廃止
- 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百三三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があった

ので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
多名部歯科医院	八頭郡用瀬町大字用瀬 三六六番地	昭和四十六年八月十四日

鳥取県告示第四百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年六月一日	多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目二〇四番地
九日	福 羅 医 院	鳥取市秋里九五八の一

鳥取県告示第四百五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字広留九四九の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字広留九四九の八から九四九の十一まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

飯盛山土地改良区

理事	西尾 豊 寿	変更前	八頭郡佐治村大字津無五九四番地二
		変更後	三
監事	前田 宏	変更前	六〇八番地
		変更後	六〇八番地一

鳥取県告示第四百八号

昭和四十八年二月十五日付で佐治村長から申請のあつた土地改良（河本地区農道整備）事業変更計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八十六条の

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年六月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九号

昭和四十七年九月二十日付で江府町長から申請のあつた土地改良(米沢地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年六月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十号

昭和四十七年九月二十日付で江府町長から申請のあつた土地改良(神奈川地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年六月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月八日から用途廃止した。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
気高郡鹿野町大字今市字原田屋敷二六六番地先		二五・一一	水路敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和四十八年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十八年六月二十日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和四十八年三月二十五日執行の東郷町長選挙における選挙の

効力に関する審査申立について